

集落排水事業補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 由利本荘市集落排水事業特別会計

事業名	農業集落排水施設、漁業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設、個別排水処理施設（下水道事業）		
事業開始年月日	S59. 6. 1	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	由利本荘市	職員数*（H20. 4. 1現在）	7
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記入すること。

2 財政指標等

資本費	533円（H17年度）	公営企業債現在高（百万円）	17,670（H19年度）
累積欠損金（百万円）		利益剰余金又は積立金（百万円）	155（H19年度）
不良債務（百万円）		財政力指数*	0.34（H18年度）
資金不足比率（%）	0.0（H19年度）	実質公債費比率*（%）	15.9（H18年度）
		経常収支比率*（%）	95.6（H17年度）

注1 資本費については、平成17年度又は平成18年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成18年度又は平成19年度の数値を、経常収支比率については、平成17年度又は平成18年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合はその構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記入すること。）。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成17年3月22日 合併前市町村：本荘市、矢島町、岩城町、由利町、大内町、東由利町、西目町、鳥海町〕 市町合併に伴い本荘市（農集排水事業・漁集排水事業）、矢島町（農集排水事業）、岩城町（農集排水事業・小規模集合排水事業・簡易排水事業）、由利町（農集排水事業・小規模集合排水事業）、大内町（農集排水事業・個別排水事業）、東由利町（農集排水事業）、西目町（農集排水事業・漁集排水事業・個別排水事業）及び鳥海町（農集排水事業）を経営統合した。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	由利本荘市集落排水事業公的資金補償金免除繰上償還に係る経営健全化計画
計画期間	平成20年度～平成24年度
計画策定責任者	由利本荘市長 柳田 弘
既存計画との関係	集中改革プラン（平成17年度～平成21年度） 公営企業経営健全化計画「地方債同意基準」（平成19年度～平成28年度）
公表の方法等	市ホームページで公表、市議会常任委員会で12月頃に説明
基本方針	○使用料体系の見直しによる安定的な財源確保 ○積極的なPR活動による水洗化率の向上 ○工事コスト及び維持管理費の縮減

注 計画期間については、原則として平成20年度から24年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	141.3	119.3		260.6
	補償金免除額	30.2	34.8		65.0
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	67.3	50.8	0.0	118.0

注1 旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧資金運用部資金」欄を空欄とし、旧資金運用部資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧簡易生命保険資金」欄及び「公営企業金融公庫資金」欄は、それぞれ平成20年度に承認された公営企業経営健全化計画に計上された額を参考値として（ ）書きで記入すること（以下、6において同じ。）。

2 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

3 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること。

6 平成20年度以降各期における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度末残高)	合 計
公営企業債	農業集落排水事業	141,283	116,693		257,976
	漁業集落排水事業	0	2,562		2,562
合 計 (A)		141,283	119,255		260,538
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		141,283	119,255		260,538

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公営企業債					
合 計 (A)					
※上記のうち一般 会計負担分(再 掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公営企業債	農業集落排水事業	67,269	50,717		117,986
合 計 (A)		67,269	50,717		117,986
※上記のうち一般 会計負担分(再 掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		67,269	50,717		117,986

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

3 「※上記のうち一般会計負担分」は、繰上償還等に基づく公営企業債に対する一般会計繰上償還金を記入する趣旨ではないこと。従って、例えば、下水道事業において一般会計が負担する雨水処理に係るもの等は含まないものであること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容								
財務上の特徴	<p>本市は、平成17年3月に1市7町が合併、農業集落排水事業事業8処理地域、漁業集落排水事業2処理地域、簡易排水事業1処理地域、小規模集合排水事業2処理地域、個別排水事業2処理地域が経営統合した。合併後事業開始となった特定地域生活排水事業も集落排水会計に含まれる。農業集落排水事業は昭和57年に由利地域で着手し、昭和59年に供用開始となった。他の処理地域においても、順次、供用開始となった。</p> <p>使用料体系については、合併時に旧処理地域毎の体系を継承し、現在に至っており、平成20年度中に見直しを行うものとしている。</p> <p>本市の他の整備手法を含めた普及率は、平成18年度末で73.6%と県内平均72.5%をやや上回っている程度であり、事業費の投資効率を勘案し整備を進めていく。財源の安定的な確保につながる水洗化率については、事業が進行途中であることもあり、平成18年度末で69.9%であり、早急に向上を図っていくものとする。いずれにしても、使用料の増収を図りつつ、事業費等の節減を行っていき経営の収支バランスを図っていくものとする。</p>								
経 営 課 題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">課 題 ①</td> <td>使用料体系の見直しによる安定的な財源確保 本荘地域のみ、人員制での賦課であるため、平成20年度中に従量制での賦課への見直しを行う。これ以降、各地域の料金を見直し、統一化を図る。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ②</td> <td>積極的PR活動による水洗化率の向上 市の「水洗便所等改造資金融資に係る利子補給制度」の利用や住民説明会の開催等、水洗化率の向上に向けたPR活動の強化を図る。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ③</td> <td>維持管理費等の縮減 油脂類排出元への流入防止の指導、処理施設に係る維持管理費の見直しを図り経費の縮減に努める。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題 ④</td> <td></td> </tr> </table>	課 題 ①	使用料体系の見直しによる安定的な財源確保 本荘地域のみ、人員制での賦課であるため、平成20年度中に従量制での賦課への見直しを行う。これ以降、各地域の料金を見直し、統一化を図る。	課 題 ②	積極的PR活動による水洗化率の向上 市の「水洗便所等改造資金融資に係る利子補給制度」の利用や住民説明会の開催等、水洗化率の向上に向けたPR活動の強化を図る。	課 題 ③	維持管理費等の縮減 油脂類排出元への流入防止の指導、処理施設に係る維持管理費の見直しを図り経費の縮減に努める。	課 題 ④	
課 題 ①	使用料体系の見直しによる安定的な財源確保 本荘地域のみ、人員制での賦課であるため、平成20年度中に従量制での賦課への見直しを行う。これ以降、各地域の料金を見直し、統一化を図る。								
課 題 ②	積極的PR活動による水洗化率の向上 市の「水洗便所等改造資金融資に係る利子補給制度」の利用や住民説明会の開催等、水洗化率の向上に向けたPR活動の強化を図る。								
課 題 ③	維持管理費等の縮減 油脂類排出元への流入防止の指導、処理施設に係る維持管理費の見直しを図り経費の縮減に努める。								
課 題 ④									
留 意 事 項									

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（１）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

区 分		年 度	平成15年度 (計画前5年度) (決 算)	平成16年度 (計画前4年度) (決 算)	平成17年度 (計画前3年度) (決 算)	平成18年度 (計画前々年度) (決 算)	平成19年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)	
収益的 収 入	1	総 収 益 (A)	791	702	600	799	644	605	600	590	568	561	
	(1)	営 業 収 益 (B)	346	276	231	240	250	253	265	268	272	275	
		ア 料 金 収 入	213	225	231	240	250	253	265	268	272	275	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	133	51									
		ウ そ の 他	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	(2)	営 業 外 収 益	445	426	369	559	394	352	335	322	296	286	
		ア 他 会 計 繰 入 金	368	375	341	540	394	352	335	322	296	286	
		イ そ の 他	77	51	28	19							
	2	総 費 用 (D)	760	678	619	625	632	600	580	569	555	549	
	(1)	営 業 費 用	354	269	211	217	221	220	218	225	227	226	
		ア 職 員 給 与 費 うち退職手当	8	14	22	18	12	19	12	12	12	8	
		イ そ の 他	346	255	189	199	209	201	206	213	215	218	
	(2)	営 業 外 費 用	406	409	408	408	411	380	362	344	328	323	
		ア 支 払 利 息	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	うち一時借入金利息	406	408	407	407	410	379	361	343	327	322		
	イ そ の 他		1	1	1	1	1	1	1	1	1		
3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)	31	24	▲ 19	174	12	5	20	21	13	12		
資本的 収 入	1	資 本 的 収 入 (F)	2,305	1,934	1,872	1,717	1,633	2,374	2,135	1,836	1,554	1,127	
	(1)	地 方 債	1,205	824	751	788	628	982	758	563	422	310	
	(2)	他 会 計 補 助 金	443	480	463	315	510	577	538	608	700	477	
	(3)	他 会 計 借 入 金											
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5)	国 (都 道 府 県) 補 助 金	508	481	575	569	445	715	739	565	415	340	
	(6)	工 事 負 担 金	88	55	51	45							
	(7)	そ の 他	61	94	32		50	100	100	100	17		
	2	資 本 的 支 出 (G)	2,307	1,968	1,817	1,826	1,535	2,343	2,052	1,854	1,587	1,126	
	(1)	建 設 改 良 費	1,862	1,428	1,208	1,133	810	1,394	1,190	1,119	860	405	
		うち職員給与費	33	29	18	32	30	31	30	30	18	18	
	(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	445	540	609	693	725	949	862	735	727	721	
	(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
	(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5)	そ の 他												
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	▲ 2	▲ 34	55	▲ 109	98	31	83	▲ 18	▲ 33	1		

(単位:百万円, %)

区 分	年 度		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	(E)+(I)	(J)	(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	29	▲ 10	36	65	110	36	103	3	▲ 20	13
積 立 金	(K)		19		35	85	85	61	101			
前 年 度 か ら の 繰 越 金	(L)		37	46	36	37	17	42	17	19	22	2
前 年 度 繰 上 充 用 金	(M)											
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	47	36	37	17	42	17	19	22	2	15
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源	(O)		1	0	0							
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字	(P)	46	36	37	17	42	17	19	22	2	15
	赤 字	(Q)										
赤 字 比 率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収 益 的 収 支 比 率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$		65.6	57.6	48.9	60.6	47.5	39.1	41.6	45.2	44.3	44.2
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額	(R)											
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	(B)-(C)	(S)	213	225	231	240	250	253	265	268	272	275
資 金 不 足 比 率	$((R)/(S) \times 100)$		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 現 在 高					35	120	155	116	117	17		
企 業 債 現 在 高			17,859	18,148	18,298	18,394	17,670	17,110	16,963	16,711	16,518	16,325
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの			17,859	18,148	18,298	18,394	17,670	17,110	16,963	16,711	16,518	16,325
うちその他に係るもの												

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)		
収 益 的 収 支 分			362	371	291	540	394	352	335	322	296	286
うち基準内繰入金			183	206	127	540	394	352	335	322	296	286
うち基準外繰入金			179	165	164	0	0	0	0	0	0	0
うち料金収入に計上すべき繰入等												
うち赤字補てん的なもの			179	165	164	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分			443	480	463	315	510	577	538	608	700	477
うち基準内繰入金			171	151	140	130	168	196	226	230	239	238
うち基準外繰入金			272	329	323	185	342	381	312	378	461	239
うち赤字補てん的なもの			272	329	323	185	342	381	312	378	461	239

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
料金回収率※	(%)	29.0	27.6	27.8	31.0	58.9	41.2	52.0	72.1	78.0	81.7	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	65.6	57.6	48.9	60.6	47.5	39.1	41.6	45.2	44.3	44.2	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	45.8	52.8	48.5	67.6	61.2	58.2	55.8	54.6	52.1	51.0
	うち基準内繰入金	(%)	23.1	29.3	21.2	67.6	61.2	58.2	55.8	54.6	52.1	51.0
	うち基準外繰入金	(%)	22.6	23.5	27.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てん的なもの	(%)	22.6	23.5	27.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分	(%)	19.2	24.8	24.7	18.3	31.2	24.3	25.2	33.1	45.0	42.3
	うち基準内繰入金	(%)	7.4	7.8	7.5	7.6	10.3	8.3	10.6	12.5	15.4	21.1
	うち基準外繰入金	(%)	11.8	17.0	17.3	10.8	20.9	16.0	14.6	20.6	29.7	21.2
うち赤字補てん的なもの	(%)	11.8	17.0	17.3	10.8	20.9	16.0	14.6	20.6	29.7	21.2	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価(円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・料金収入で維持管理費は概ね賄われているが、料金が統一されていないので、経営安定化のためにも従前の料金で高い方へ調整する必要がある。 ・集落排水事業は、供用開始以降、過疎地域となっしまい、人口そのものが減少している地域もあることから、極端な水洗化率の向上は見込めないかもしれないが、供用開始を待っている事業途中の地域への早期接続を推し進めていく。
2 他会計繰入金の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・支出経費の節減に努めても、なお使用料等の収入で賄えない部分に関しては、繰入を行う。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度以降、23年度まで、事業継続地区があり、この地区の供用開始と共に使用料収入の増加につながる。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の下水道整備を順調にすすめていくためにも、引き続き収支の安定化に努めていく。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容																
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減																		
○地方公務員の職員数の純減の状況		<p>(市としての取り組み)</p> <p>事務事業や組織機構の見直しの外、民間委託や指定管理者制度の活用を図り退職者の補充を抑制する。具体的には、前年度退職者の3分の1補充を基本とし、合併(平成16年度末)後10年間で一般職員数300人を削減する計画である。平成21年度までの削減状況(予定)は次のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>・採用(予定)者</td> <td>17年度14人</td> <td>18年度24人</td> <td>19年度22人</td> <td>20年度23人</td> <td>21年度23人</td> <td>計</td> <td>106人</td> </tr> <tr> <td>・退職(予定)者</td> <td>17年度30人</td> <td>18年度37人</td> <td>19年度54人</td> <td>20年度68人</td> <td>21年度69人</td> <td>計</td> <td>258人</td> </tr> </table>	・採用(予定)者	17年度14人	18年度24人	19年度22人	20年度23人	21年度23人	計	106人	・退職(予定)者	17年度30人	18年度37人	19年度54人	20年度68人	21年度69人	計	258人
・採用(予定)者	17年度14人	18年度24人	19年度22人	20年度23人	21年度23人	計	106人											
・退職(予定)者	17年度30人	18年度37人	19年度54人	20年度68人	21年度69人	計	258人											
○給与のあり方																		
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方		<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度に国に準じて給与構造改革を実施 ・管理職手当の5%削減(平成20年度より) ・地域手当は支給無し 																
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		<ul style="list-style-type: none"> ・技能労務職相当職員の所属無し 																
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		<ul style="list-style-type: none"> ・退職時特別昇給制度は平成17年度に廃止 																
◇ 福利厚生事業のあり方		<ul style="list-style-type: none"> ・共済組合法の示す基準により負担 																
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等																		
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課題③	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場、ポンプ場等の電話料について、より有利な料金プランを選択する。 ・油脂類流入防止の徹底により、中継ポンプ等の修繕費を抑制する。(修繕費のうち、ポンプに係る費用は全体の50%を占めており、油脂類流入により修繕時期が早まったものが半分を占めている) ・処理場等の点検巡視の頻度をあげ、故障箇所を早期に把握した上で、計画的に修繕を行い施設の延命化を図る。 																
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		<ul style="list-style-type: none"> ・処理場、ポンプ場等の運転管理については民間業者に委託しているが、委託内容を精査し更なる委託費の削減を図る。 																

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	課題①	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度中に現行の処理地域毎(合併前の旧市町毎)の使用料体系の見直しを行い、平成23年度を目途に体系の統合を目指す。(平成21年度には対前年度比で5%の使用料収入の増加を見込む。内訳としては、使用料体系の見直しにより3%と新規水洗化に伴うもの2%である。) ・今年度、公営業会計の導入を前にした資産の洗い出しを行い、その結果を受け資産の有効利用を検討していく。
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>○ 行政評価の導入</p>		<p>(市としての取り組み)</p> <p>ホームページ及び広報で市職員の給与・定員管理(定員管理に関しては数値目標及び進捗状況も併せて)及び下水道会計の財務状況について公表している。</p> <p>(市としての取り組み)</p> <p>行政評価については、政策評価に係る内部評価の仕組みを平成18年度に立ち上げ、同年度より運用を開始、今年度外部からの評価を加えるための第三者機関(住民代表や有識者)の設置に向けて準備中である。</p>
<p>5 その他</p>	課題②	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きを簡略化した「水洗便所等改造資金融資に係る利子補給制度」を引き続きPRし、接続工事の経済的な負担を緩和する。 ・未納者への通知や電話連絡は毎月、臨宅徴収は年数回行い、未収金の収納改善を目指す。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減など)については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	(市全体としての取組み)・職員の定員管理にあたっては、社会経済情勢の動向をふまえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を見直しながらその適正化に取り組む。退職者の3分の1補充を基本とし、人件費の削減を図る。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費等の削減、使用料体系の見直しにより実質収支に赤字を生じさせないようにする。 ・機能強化事業により、年間約15000千円を費やしている修繕費に関して、古い設備に対する修繕額が改善される。(年間約1500千円) また、同事業により処理能力が向上するため、汚泥引き抜き料・水処理に関する医薬材料費の節減も見込まれる。(年間約1500千円)
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料体系の見直し及び経営の効率化により、基準外繰出しの縮小を図る。
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・水洗化率を向上させる施策を実施し、使用料収入の増加を図る。 ・未納者への通知や電話連絡は毎月、臨宅徴収は年数回行い、未収金の収納改善を目指す。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比較により改善額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が計画前年度以前(計画前5年度の間に実施したものに限り)から実施しているものであって、当該見直し施策の改善効果が公営企業経営健全化計画の期間中においても継続するものについては、当該継続する改善額を計画期間中の各年度の改善額に計上して差し支えないこと。
5. 4による「改善額」が基準年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内(又は計画前5年間)を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内(又は計画前5年間)を通じた改善額を「計画合計」欄(又は「計画前5年間実績」欄)に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中の「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること(旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する場合には、当該欄の記入は不要であること。ただし、旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する地方公共団体のうち、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還を希望する予定の団体にあっては、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する際には当該資金の補償金免除額を上回る経営改善効果を示す必要があるため、計画策定にあたっては予め留意すること。)
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等
(5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画2年度)	平成22年度 (計画3年度)	平成23年度 (計画4年度)	平成24年度 (計画5年度)	計画合計	
収入の確保	① 処理区域内人口(人)	24,874	26,671	26,799	26,735	26,785		26,876	26,929	27,016	27,098	27,179		
	A 増減		1,797	128	-64	50		91	53	87	82	81	394	
	水洗便所設置済人口(人)	16,667	17,296	18,282	18,538	18,723		18,883	19,025	19,196	19,389	19,569		
	B 増減		629	986	256	185	2,056	160	142	171	193	180	846	
	水洗化率(%)	67.0	64.8	68.2	69.3	69.9		70.3	70.6	71.1	71.6	72.0		
	C 増減		-2.2	3.4	1.1	0.6	2.9	0.4	0.3	0.5	0.5	0.4	2.1	
	有収水量(m³)	1,493,434	1,522,296	1,632,938	1,660,557	1,672,907		1,689,635	1,706,531	1,723,597	1,740,832	1,758,239		
	D 増減		96,041	28,862	110,642	27,619	12,350	275,514	16,728	16,896	17,066	17,235	17,407	85,332
	② 使用料単価(円/m³)	143	148	141	145	149		150	155	155	155	156	156	
	E 増減		0	5	-7	4	4	6	1	5	0	1	0	7
	③ 料金改定率(%)									3.0				3.0
	F 増減													3.0
④ 取納率(%)	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	0.0	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	
G 増減		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	
⑤ その他()			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
H 増減			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
経営の効率化	⑥ 職員1人当たりの営業収益(千円)	86,500	69,000	57,750	34,286	41,667		36,143	44,167	44,667	45,333	55,000		
	増減		3,380	-17,500	-11,250	-23,464	7,381	-41,453	-5,524	8,024	500	666	9,667	13,333
	職員数(人)	4	4	4	7	6		7	6	6	6	5		
	増減		0	0	0	3	-1	2	1	-1	0	-1	-1	-1
	⑦ 管理運営費(千円)	1,072,355	1,165,251	1,227,142	1,322,877	1,357,000		1,549,000	1,442,000	1,304,000	1,282,000	1,270,000		
	I 増減		119,494	92,896	61,891	95,735	34,123	404,139	192,000	-107,000	-138,000	-22,000	-12,000	-87,000
	⑧ 処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円)	43	44	46	49	51		58	54	48	47	47		
	J 増減		0	1	2	3	2	8	7	-4	-6	-1	0	-4
	⑨ 汚水処理原価(円/m³)	493	537	508	468	253		364	298	215	200	191		
	K 増減		0	44	-29	-40	-215	-240	111	-66	-83	-15	-9	-62
	⑩ 汚水処理原価(維持管理費)(円/m³)	151	144	131	133	133		131	128	131	131	129		
	L 増減		0	-7	-13	2	0	-18	-2	-3	3	0	-2	-4
⑪ その他()			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
M 増減			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑫ 使用料回収率(%)	29.0	27.6	27.8	31.0	58.9		41.2	52.0	72.1	78.0	81.7			
(E/K×100)	0.0	-1.4	0.2	3.2	27.9	29.9	-17.7	10.8	20.1	5.9	3.7	22.8		
⑬ 累積欠損金比率(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
⑭ 企業債現在高(百万円)	17,859	18,148	18,298	18,394	17,670		17,110	16,963	16,711	16,518	16,325			
増減		252	289	150	96	-724	63	-560	-147	-252	-193	-193	-1,345	
収入の確保	使用料収入(百万円)	213	225	231	240	250		253	265	268	272	275		
	改善額	0	0	15	20	22	57	3	15	18	20	23	79	
	①有収水量の増加			15	20	22	57	2	5	8	10	13	38	
	②使用料の適正化						0	0	9	9	9	9	36	
	③取納率の向上						0	1	1	1	1	1	5	
④その他()														
改善額						0							0	
経営の効率化	管理運営費(百万円)	1,072	1,165	1,227	1,323	1,357		1,549	1,442	1,304	1,282	1,270		
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	41	43	40	50	42		50	42	42	30	26		
	改善額	0	0	0	0	0	0	3	3	3	3	3	15	
	⑤職員給与費の適正化						0						0	
	維持管理費(上記以外)の適正化 (計画的な修繕)						0	3	3	3	3	3	15	
	うち職員給与費中の退職手当													
⑥その他()														
改善額						0							0	
							計画前5年間改善額 合計	57					改善額 合計	94
											(参考) 補償金免除額	65		

- 計画前年度において使用料単価150円/m³(20m³当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。
- 「経営の効率化」の各年度の「職員数(人)」欄については、地方公営企業決算状況調査書の作成時点(翌年3月31日時点)の職員数を記入すること。
- 「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

市町村合併以降、旧市町の料金体系を引き継いでいたが平成20年度中に、料金体系を統一(従量制への移行、使用料単価の統一:適用平成21年4月)することにより、収入の増と安定化を図る。